

## 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

特別管理産業廃棄物管理責任者は、次の資格を有する者でなければなりません。

### ●感染性産業廃棄物を生ずる事業場の場合

	資格・学校区分	課程	修了科目 又は学科	要件
イ	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士			
ロ	環境衛生指導員			2年以上
ハ	大学、高等専門学校	医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学		卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者(※)

### ●感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の場合

	資格（学校区分）	課程	修了科目又は学科	廃棄物処理に関する 技術上の実務経験
イ	2年以上環境衛生指導員の職にあった者			
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学(旧制大学は土木工学)、化学工学	卒業後、2年以上
ハ	大学	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後、3年以上
ニ	短期大学、高等専門学校、旧制専門学校	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学	卒業後、4年以上
ホ	短期大学、高等専門学校、旧制専門学校	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後、5年以上
ヘ	高等学校、中等教育学校、旧制中学校		土木科、化学科又はこれらに相当する学科	卒業後、6年以上
ト	高等学校、中等教育学校、旧制中学校		理学、工学、農学、又はこれらに相当する科目	卒業後、7年以上
チ	上記以外			10年以上
リ	イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者(※)			

※同等以上の知識を有する者として、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の修了者を認めています。